（協議会設置に係る申出）

第二十五条　法第三十五条第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　共同漁業権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　共同漁業権の免許番号

三　共同漁業権に係る漁業の種類及び名称

四　協議会の構成員に加えるべき者

五　協議内容

別記様式第一号から第七号までを削り、別記様式第八号中「別記様式第八号（第十九条関係）」を「別記様式（第二十一条関係）」に改め、「平成」を削り、同様式を別記様式とし、別記様式第九号を削る。

（漁業手数料規則の一部改正）

第四条　漁業手数料規則（昭和二十五年農林省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
（手数料の額）		（手数料の額）	
第一条　漁業法（以下「法」という。）第百七十五条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。		**第一条**　漁業法（以下「法」という。）第百三十三条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。	
一　漁獲割当割合に係るもの		一　指定漁業に係るもの	
法第十七条第一項の規定による漁獲割当割合の設定の申請 法第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可の申請 法第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請	船舶等一隻につき　三千三百円	法第五十二条第一項の規定による指定漁業の許可の申請 法第六十一条の規定による変更の許可の申請（新設）	船舶等一隻につき　二千八百円
二　大臣許可漁業に係るもの			
法第三十六条第一項の規定による大臣許可漁業の許可の申請 法第四十七条の規定による変更の許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶　二千二百円 一隻につき 総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき　三千三百円 総トン数百トン以上の船舶一隻につき　四千四百五十円		総トン数二十トン未満の船舶　千八百五十円 一隻につき 総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき　二千八百円 総トン数百トン以上の船舶一隻につき　三千七百五十円
漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「省令」という。）第十一条の規定による起業の認可の変更の許可の申請	総トン数二十トン未満の船舶　千二百五十円 一隻につき 総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき　二千二百円 総トン数百トン以上の船舶一隻につき　三千三百円		総トン数二十トン未満の船舶　千五十円 一隻につき 総トン数二十トン以上百トン未満の船舶一隻につき　千八百五十円 総トン数百トン以上の船舶一隻につき　二千八百円
法第三十八条の規定による起業の認可の申請		法第五十四条第一項から第三項までの規定による起業の認可の申請（新設）	

（協議会設置に係る申出）

第二十一条　法第三十五条第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、別記様式第九号による申出書を都道府県知事に提出しなければならない。（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）